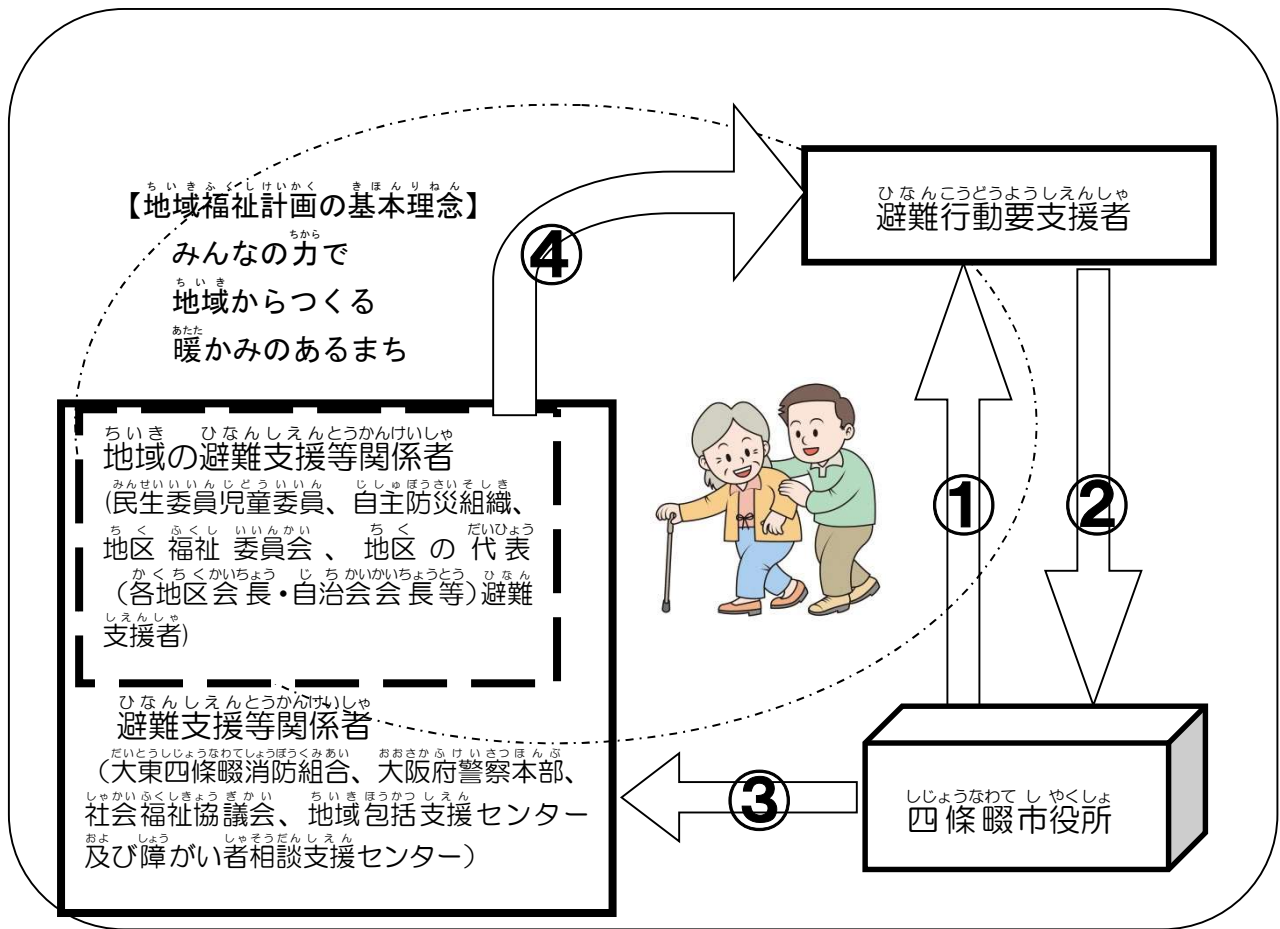


# さいがいじちいきささ あ せいど す なわて災害時地域支え合い制度フロー図



- ① し ひなんこうどうようしえんしゃ ひなんしえんとうかんけいしゃ  
市は、避難行動要支援者にあらかじめ避難支援等関係者へ  
じょうほう ていきょう どうい いし かくにん  
情報を提供することについて、同意の意思を確認します。
- ② ひなんこうどうようしえんしゃ し どういまた ふどうい いし つた  
避難行動要支援者は、市に同意又は不同意の意思を伝えます。
- ③ し どうい え ひなんこうどうようしえんしゃ じょうほう ひなんしえんとう  
市は、同意を得た避難行動要支援者の情報を避難支援等  
かんけいしゃ ていきょう  
関係者に提供します。
- ④ ちいき ひなんしえんとうかんけいしゃ し ていきょう じょうほう もと  
地域の避難支援等関係者は、市から提供された情報を基に  
かのう はんい ひなんしえん うらめん じっし  
可能な範囲で避難支援（※裏面）を実施します。

# ※避難支援の一例

## 【平常時】

- 1 声かけを行う。  
(避難行動要支援者との顔合わせ、訪問、状況把握など)
- 2 防災訓練への参加の働きかけを行う。  
(防災訓練の実施に際して、避難行動要支援者への安否確認や避難誘導等を行う)
- 3 災害に関する情報の提供を行う。
- 4 避難行動要支援者の個別計画(※全体計画第3章2参照)を策定する。※全体計画は、市ホームページ、市役所情報公開コーナー、福祉政策課、四條畷図書館及び田原図書館でご覧いただけます。

## 【災害時】

- 1 避難行動要支援者に災害情報を伝達する。
- 2 避難行動要支援者の安否確認と必要な支援を行う。
- 3 避難行動要支援者の避難誘導を行う。
- 4 安否確認により避難行動要支援者の救出・救護が必要と判断した場合は、行政機関や近隣住民等に援助を求める。
- 5 避難生活の支援を行う。

例示した避難支援が必ず行われるというものではなく、行われない場合に地域の避難支援等関係者が法的義務や責任を負うことは一切ありません。



## 【お願い】

災害が発生したときには、地域の方の助け合いが被害を最小限に抑える力となります。地域の中には、災害時に自力で避難することが困難な人がいます。地域の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

## 問い合わせ先

四條畷市役所福祉政策課

電話 072-877-2121 (代表)・0743-71-0330 (代表)

FAX 072-879-5955